

藤原宮第24次（東面大垣）の調査

（昭和53年9月～昭和54年3月）

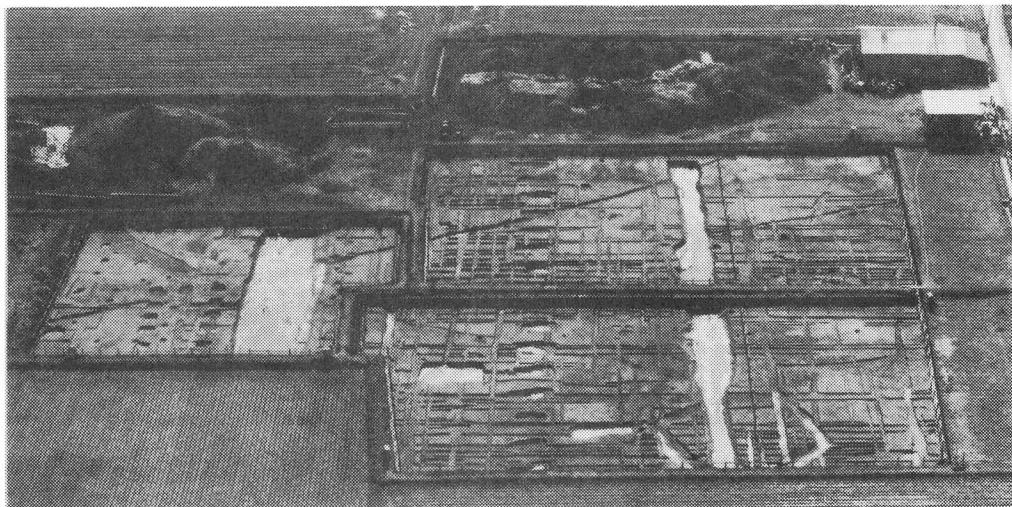
この調査は、藤原宮東面大垣とそれに伴う内濠・外濠の確認を目的として実施したものである。調査地は、藤原宮大極殿の東北約500mの水田であり、宮東面北門推定地に南接する。藤原宮の東限については、奈良県教育委員会が実施した国道165号線バイパス建設に伴う調査で、東面大垣SA175と北面大垣との交点（宮の東北隅）が確認されており、また当研究所が実施した家屋新築等に伴う調査（藤原宮第18—7・19—1次調査）でも、東外濠SD170の一部を検出している。今回の調査では、上述の調査成果に基づき、宮東限の諸施設を広範囲に検出する目的で東西約66m、南北約45mの発掘区を設定し、さらに外濠外方に拡がる壠地の状況をうかがうため東西約40mの拡張区を設けた。

発掘区の土層は、基本的に上から耕土・床土・黄灰色砂質粘土地山層の順である。このうち黄灰色砂質粘土層は、発掘区の处处で灰色砂層により分断されている。この灰色砂層は、西ないし西北方へ帯状に走る自然流路の痕跡とみられ、数条の流れが発掘区内を横切っていた。遺構は主として、黄灰色砂質粘土層（部分的には灰色砂層）の上面で検出した。ただ、発掘区北端付近では、床土下に茶褐色粘質土（布留式土器の包含層）と褐色粘土の堆積がみられ、そこでは茶褐色粘質土の上面で検出した遺構と、1層下の褐色粘土上面で検出した遺構とがある。

検出した遺構は、A：藤原宮以前、B：藤原宮期、C：藤原宮廃絶後の3期に大別できる。以下、年代的に前後するが、まず調査の主たる目的であるB期の遺構について述べ、ついでA期・C期の順にその概要を記すこととする。

藤原宮期の遺構　　藤原宮期の主たる遺構には、藤原宮東面大垣SA175、同東内濠SD2300、同東外濠SD170、井戸SE2310、掘立柱建物SB2290、土塙SK2285、溝SD2281・2295・2305などがある。

東面大垣SA175は、宮の東を限る掘立柱塙である。今回の調査では40mに



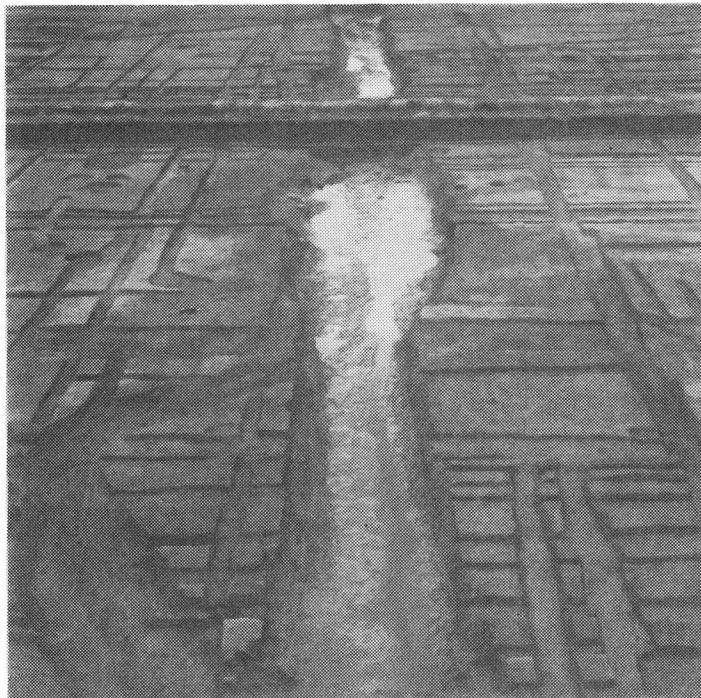
調査地全景（北から）

わたり、15間分を検出した。柱掘形は、一辺 1.8 m 前後の方形平面をもち、深さ 0.7 m を残す。いずれも東方へ大きく掘られた柱抜取り穴を伴っていた。柱間寸法については、各柱とも抜取られていて正確な数値を計測することができないが、柱掘形の状況からすると 2.66 m 等間と考えるのが最も妥当なようである。ちなみにこの数値は、北面・西面両大垣の柱間寸法とも一致する。このように復原できた柱間寸法 2.66 m は、おそらく 1 尺を 0.2966 m とする基準尺の 9 尺分に相当するものと思われる。なお、北面大垣などで認められた柱穴底部の礎板は、調査地の地山が粘土ないし砂層であり、著しい湧水があったにもかかわらず検出できなかった。また、奈良県教育委員会による北面大垣の調査では、大垣柱穴の両側に小穴を伴うことを確認しているが、今回の調査では、西面大垣の場合と同様、確認できなかった。

内濠 S D 2300 は、大垣 S A 175 の西方 11.8 m に位置する素掘りの南北溝である。総長 41 m 分を検出した。S D 2300 は幅 2.2 m、深さ 0.7 m の規模をもち、断面は鋭く立ちあがる逆台形を呈する。溝の堆積層は 3 層に分かれ、上層（茶褐色粘土）には軒瓦を含む瓦類、中層（灰色砂）には大量の土器類、下層（灰色粘土）には土器類とともに木簡をはじめとする木質遺物が含まれていた。発掘区中央付近では、溝壁が軟弱な灰色細砂層であるため両岸が崩れ、幅が 4.5

*m*まで拡がる。木簡をはじめ多くの遺物が、この部分から集中して出土した。S D 2300内には、井戸状遺構 S X 2306がある。これは内濠底面に一辺約1*m*の方形の掘形を穿ち、その中に板4枚を組合せて内法方50cmの木枠としたものである。S X 2306については、内濠と同時に存在した集水用の施設とも考えられるが、詳細は不明である。なお、検出した4枚の側板のうち短辺2枚の枠板は、幅60cm、奥行50cmほどの机の天板を半截して転用した痕跡をもつ。同様の天板をもつ机の類例としては、正倉院に収められた「多足机」をあげうる。

宮内にあたる内濠西側は、幅約16*m*にわたって、藤原宮期の遺構がほとんど存在しない空閑地が拡がる。そこには、井戸S E 2310と溝S D 2305があるにすぎない。S E 2310は、内濠の西約10*m*で検出した径1.5*m*、深さ0.9*m*の素掘りの円形井戸である。井戸の埋土は、上下2層に分かれる。上層にはほとんど遺物を含まないが、下層には一括投棄した状態で木片や桧皮が堆積しており、さらに木片などに混って木簡96点が出土した。出土した木片などは、宮の造営工事に伴って生じた廃材や手斧の削り屑であり、この井戸が造営終了直後に埋



内濠S D2300・方形周溝墓S X2315（北から）

められたことを示している。ちなみに木簡には、後述するように、奴婢関係の記載が目だち、年紀の知れるものでは「慶雲三年三月一日」（706年）がある。

S D 2305は、幅0.6*m*、深さ0.2*m*の小規模な斜行溝（東16度北）であり、全長16*m*分を検出した。発掘区西南外方からの水を東北流させ、内濠へ流し込む

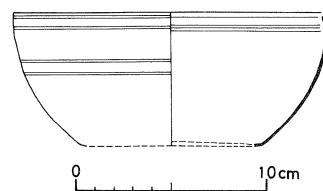
宮内の排水施設と考えられる。この溝からは、須恵器杯 A が 3 点うつぶせに重なった状態で出土し、上に完形平瓦がかぶさっていた。

外濠 S D 170 は、大垣 S A 175 の東方 20m に位置する素掘りの南北溝である。全長 20m 分を検出した。これは、幅 5.5m、深さ 1.3m の規模をもち、断面は逆台形を呈する。溝の堆積層は 3 層に分かれ、上層（茶褐色粘土）には少量の土器類、中層（青灰色粘土）には軒瓦を含む大量の瓦類、下層（暗灰色砂）には大量の木片とともに多くの木簡が含まれていた。外濠では、内濠に比して土器類の出土量が著しく少い。

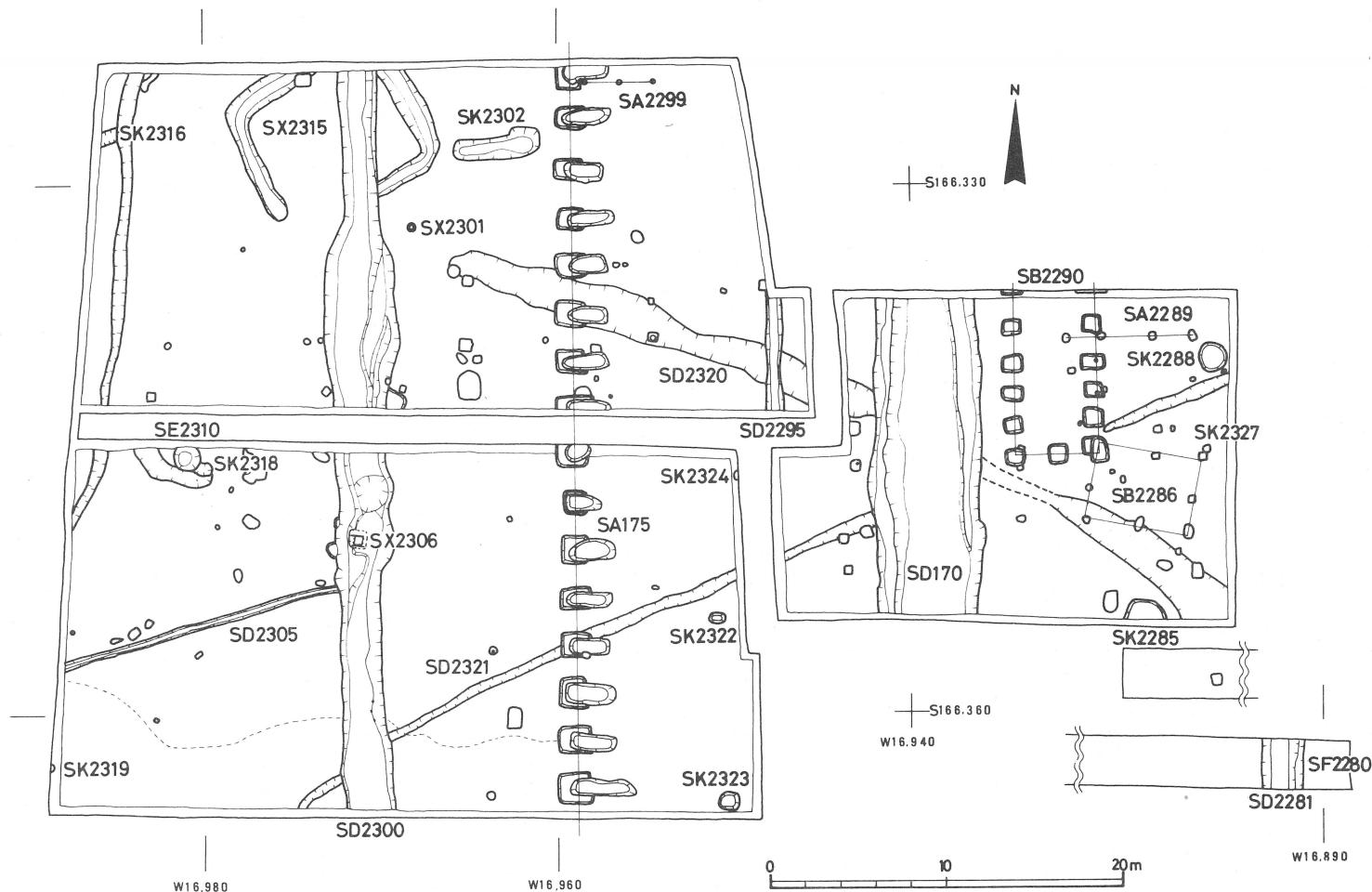
溝 S D 2295 は、大垣の東方 11.4m にある素掘りの南北溝である。これは、幅 0.8m、深さ 0.6m の規模をもち、断面は V 字形に近い。発掘区北半で 7m 分を検出したにすぎないが、南側畦畔の土層観察によって、さらに南へのびることを確認している。S D 2295 は、大垣と外濠とのほぼ中間を、それらと平行して走るうえ、溝の堆積土に含まれた遺物から、藤原宮期の遺構とみることができる。その性格については不明な点が多いが、奈良県教育委員会が調査した北面大垣部分でも、大垣外方の同様な位置にほぼ同規模の東西溝 S D 144 が確認されているから、S D 2295 も、宮の四周をめぐる溝である可能性が強い。

S B 2290 は、外濠の東に建つ桁行 5 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物である。柱穴は、一辺 1.2m、深さ 0.6m の方形掘形をもち、東側柱には柱痕跡をとどめる。柱間は、梁行が 2.4m 等間であるのに対し、桁行では南端が 2.1m、つぎの 3 間分が 1.8m、発掘区北端が 1.5m と不揃いである。この建物は、藤原宮期の遺構と方位が揃ううえ、東側柱列と大垣 S A 140 との距離が 100 尺 (29.6m) であるなど、この時期の遺構と考えて誤りない。性格については、東面北門推定地に近く、外濠東岸に接して建つ細長い南北棟とみられるから、宮城内を守護する衛士の詰所（仗舎）か、あるいは「厩亭」にあたる建物とも考えられる。

S K 2285 は、発掘区の東南で検出した径 2.5m、深さ 0.5m の土塙である。土塙内からは、土器・瓦片とともに銅鏡が出土した。



土塙 S K 2285 出土銅鏡



藤原宮第24次調査遺構配置図（1:400）

S D 2281は、調査地東南に設けた拡張区の東端で検出した南北溝である。これは幅2.5m、深さ0.5mの規模を有し、位置と溝幅などから宮の東を南北に走る東二坊大路（S F 2280）の西側溝とみることができる。溝の堆積土からは、土器片などとともに軒丸瓦6278新が出土した。また大路路面である溝の東側には、砂と粘土の互層（厚さ約10cm）がみられ、路面敷の整地とも考えられる。

藤原宮期前後の遺構 藤原宮期以前の遺構はさらに宮造営直前と古墳時代の2期に分かれる。このうち、藤原宮期直前の7世紀後半の遺構には、建物S B 2286、塀S A 2289・2299などがある。S B 2286は、外濠の東側で検出した2間×2間の掘立柱建物である。柱間は東西方向3.0m等間、南北方向2.1m等間であり、西で北へ9度振る軸線をもつ。柱穴は方形・円形など不揃いで、柱筋も幾分通りにくい部分がある。S B 2290と柱穴が重複し、S B 2290より古いことが判る。S A 2289は、S B 2286の北7mにある東西3間の掘立柱塀であり、径0.2mの円形の柱掘形をもつ。柱間は中央が3.0m、両脇が2.1mである。これもS B 2290と重複関係にあり、それより古い塀であることが判る。S A 2299は、大垣の東、発掘区北端で検出した東西2間の小規模な掘立柱塀である。柱間は1.9m、柱掘形も径0.2mと小さい。なお、これらの他に外濠の西岸などで数個の柱穴状の遺構を認めたが、建物などにはまとまらなかった。

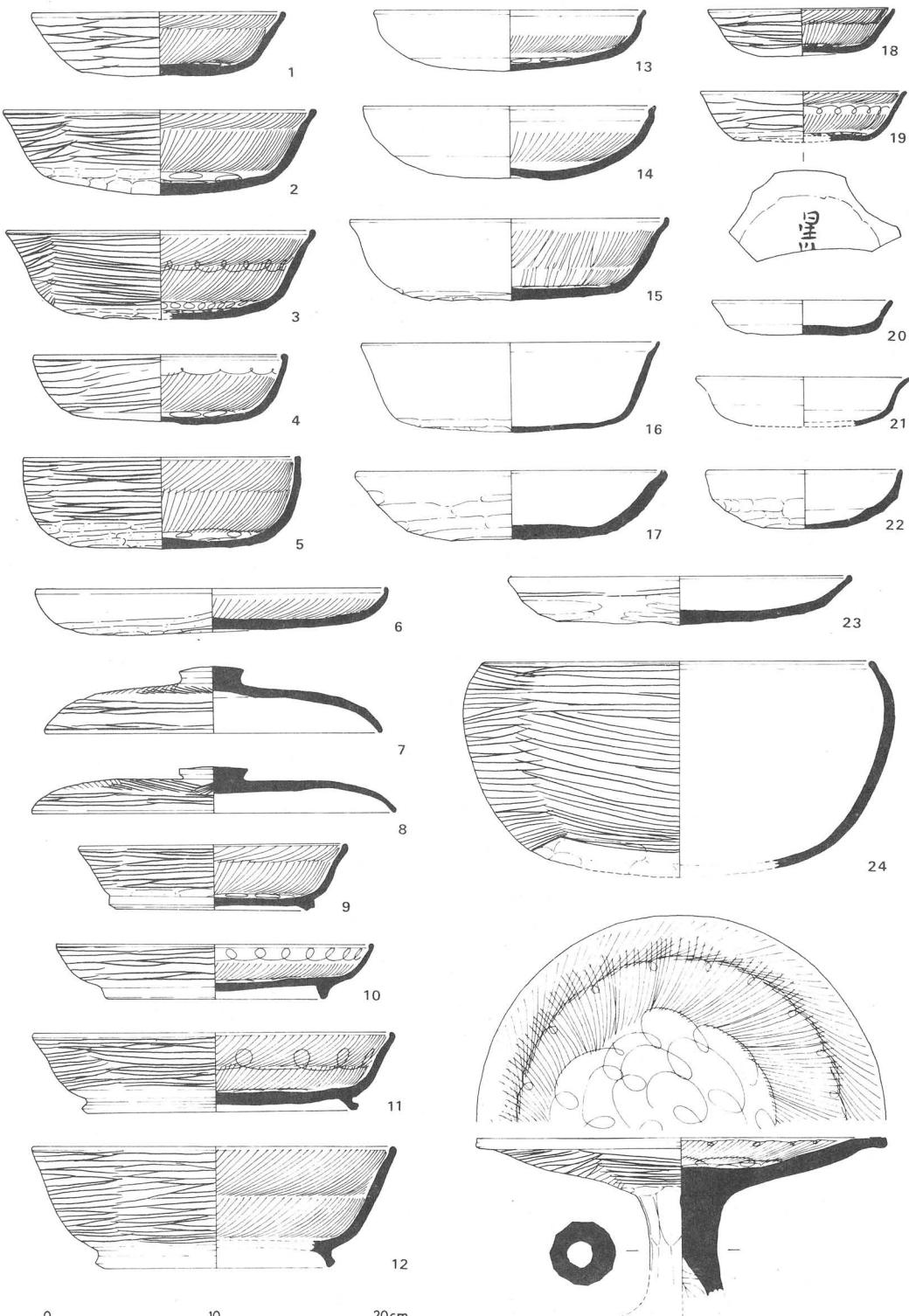
古墳時代の遺構には、方形周溝墓S X 2315、溝S D 2317・2320・2321があり、他に土塙7がある。いずれも古墳時代初頭の遺構である。S X 2315は、発掘区北端で検出した方形周溝墓である。東で北へ約30度振る主軸をもち、周溝心々で長辺（西南・東北辺）9.5m、短辺8.0mをはかる。周溝は最大幅1.2m、深さ0.8mの規模であり、溝底は北へ下がる。溝の堆積土から庄内式土器が出土した。S X 2315の上には布留式土器を含む茶褐粘質土の堆積がみられ、その上面から内濠S D 2300が掘込まれていた。主体部については、周溝内側を全面精査したが確認できなかった。S D 2320・2321は、外濠東岸で交叉する2条の斜行溝である。両溝とも交点付近で溝底が浅くなるため、前後関係は明確にできなかった。このうちS D 2320は、東南に流れる幅2.4m、深さ0.5mの溝であり、溝内から庄内式土器が出土するが場所によって多寡が著しい。S D 2317

は、内濠の西で検出した幅 1.0 m、深さ 0.6 m の弧状をなす溝である。方形周溝墓の痕跡ともみられよう。なお発掘区全域に散在する土塙 S K 2316・2318・2319・2322～2324・2327は、いずれも長径 0.7～0.9 m の楕円形を呈し、内部には庄内式土器が含まれていた。

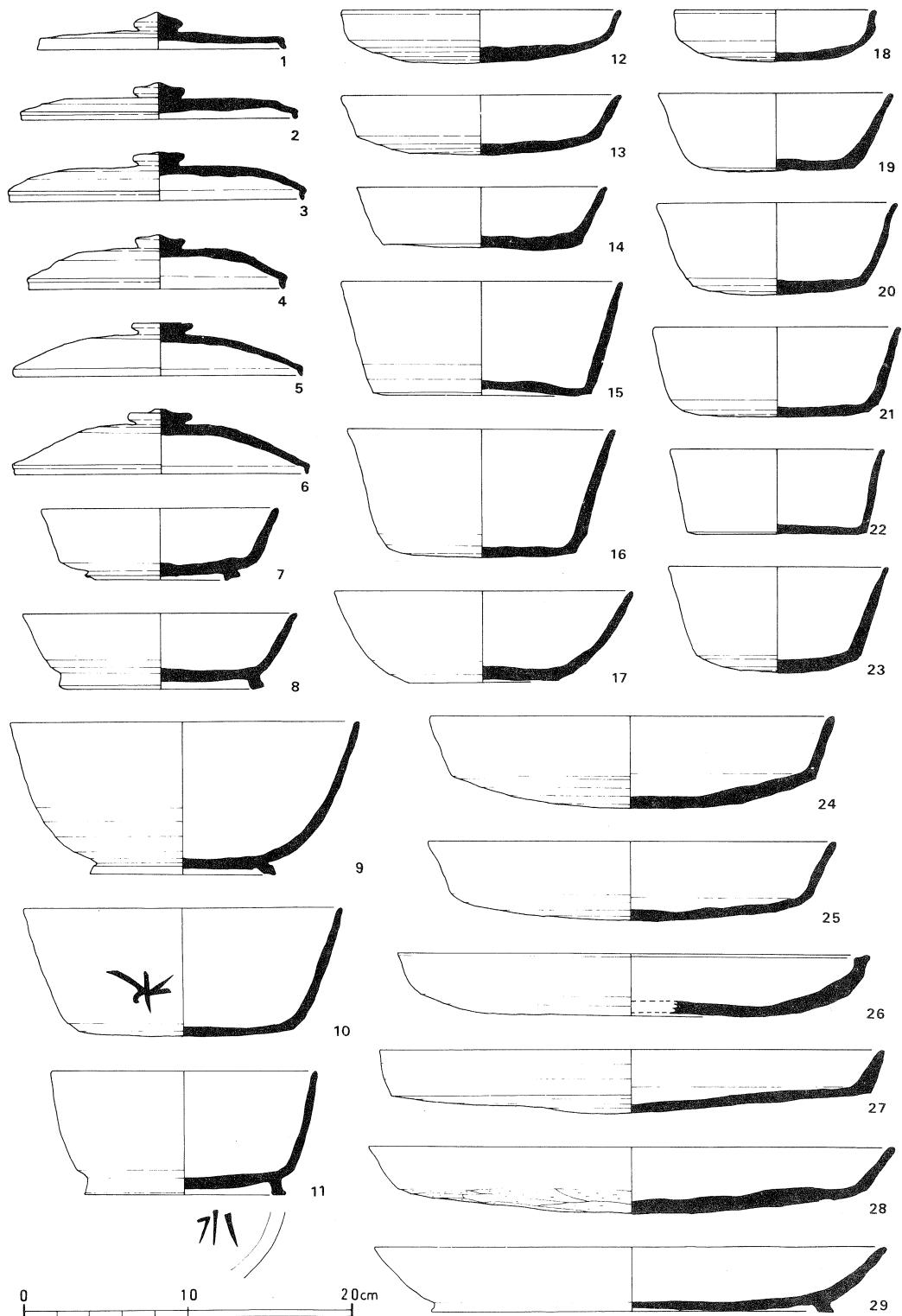
藤原宮廃絶後の遺構には、S X 2301、土塙 S K 2302がある。S X 2301は、内濠の東にある径 0.3 m の石組小穴である。径 0.5 m、深さ 0.2 m の円形掘形をもつ。内部から黒色土器が出土したが、性格は明らかでない。S K 2302は、S X 2301の北にある東西 5.0 m、南北 2.0 m の長方形土塙である。内部から黒色土器が出土した。

出土遺物 調査で出土した遺物には、土器・瓦・金属製品・木製品および木簡がある。これらは主として内濠と外濠から出土した。土器では、内濠 S D 2300 出土の土師器・須恵器と、方形周溝墓 S X 2315などから出土した庄内式土器が、まとまりある資料として注目できる。いずれも整理途上にあり、ここでは藤原宮期の標式的な資料となろう内濠出土の土器について、その概略を紹介しておきたい。内濠からは整理箱50箱分の土器が出土した。土師器・須恵器ではともに杯・皿類が大半を占め、他に土師器甕・鍋、須恵器甕・平瓶・長頸壺が少量ある。土師器杯 A には、内面の暗文や外面のヘラミガキを欠くもの、胎土に著しく砂粒を含むものがあり、形態の上でもこれまで知られている内裏東大溝（S D 105）出土土器とは異なっている。この傾向は須恵器にもみられる。杯 A・皿 A では、口縁部と底部との境に稜をもつものやなだらかに移行するものなど、多様な器形のものを含んでいる。また杯 B の高台が概して高く、底部切り離しの杯 A が数少いなど、平城宮 S D 1900 出土資料とも少しく様相が異なる。このように、内濠 S D 2300 出土土器は、従来量的に恵まれなかった藤原宮期の土器の実態を知る資料として、重要な位置を占めるものといえよう。なお、「星川」・「女王」・「水」などの文字をとどめる墨書土器が出土した。

瓦には、軒丸・平瓦、鬼瓦、面戸瓦、熨斗瓦、丸・平瓦がある。軒瓦は総数 112 点が出土した。このうち、内濠と外濠出土の軒瓦は、軒丸瓦 10 型式 48 点、軒平瓦 11 型式 60 点の計 108 点にのぼり、完形に近いものを多く含む好資料と



土師器実測図 1~24-内濠, 25-外濠



須恵器実測図 内濠出土

いえる。内濠と外濠から出土した軒瓦について、その型式を比較すると両者に若干の相異が認められよう（表参照）。すなわち、軒丸瓦については、外濠から6274型式が約6割を占める高率で出土したが、逆に内濠では少く、6276Cや6279Bが目だっている。また軒平瓦についても、外濠では6646Cが8割近くを占めているが、内濠からは1点出土したにすぎず、6643Cや6647Bが目だつ。この両濠にみられる相異は、外濠の東にあるSB2290によって生じたものと思われ、軒丸瓦6274Aaと軒平瓦6646CをSB2290所用軒瓦の組合せとみることができよう。そして、大垣所用軒瓦については、軒丸瓦6276C一軒平瓦6647の組合せが主体をなしたと考えられる。鬼瓦は、外濠から出土した。これは、厚さ6cmの粘土板の平面に三重弧文を削り出したもので、裏面上半に円形の抉り穴と粘土の剥落痕跡をもつ。鬼瓦は上端および左端を欠くが、縦42cm、幅32cmに復原できる。藤原宮の鬼瓦はこれまで知られておらず、蓮華文か鬼面文かが問題であったが、今回の出土により紀寺出土品と類似する三重弧文であることが判明した。

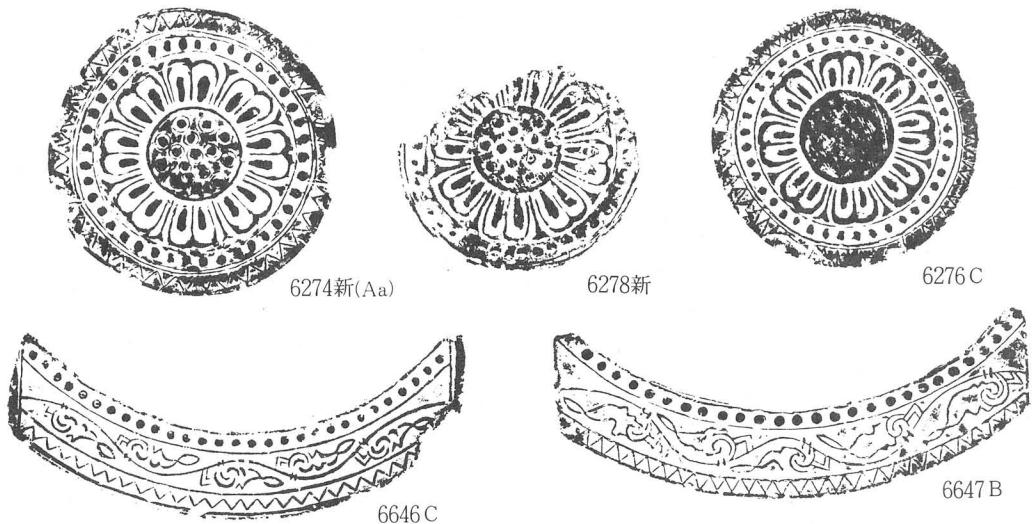
金属製品には、SK2285から出土した銅鏡がある。口径16.7cm、高さ7.0cmに復原され、口縁部外面には4条の沈線がめぐっている。

木製品には、内濠・外濠から出土した棒状の人形や曲物、および剣形、刀子形などがある。

木簡は、内濠・外濠および井戸SE2310から総数1007点が出土した。木簡の記載内容をみると、内濠・外濠・井戸ともに「官奴司」「□都支宮奴婢」「橡衣」など、奴婢に関するものが多い。このことは、調査地の宮内側周辺に宮省内の被管である官奴司、もしくは奴婢に関連する役所が存在した可能性を示すものである。以

	型式番号		内濠	外濠
軒	6233	Ab	2	
		Ac	1	
	6274	新(Aa)	3	11
丸		Ab		3
		Ac		1
瓦	6275	A		3
		E		2
軒	6276	C	9	1
	6278	F	1	
	6279	B	7	4
計			23	25
軒	6641	C	1	
	6643	Ab	1	
		C	6	5
平	6646	A	3	
		B	1	1
		C	1	26
		D	1	
瓦		G	1	
	6647	A	2	1
		B	5	1
		C	4	
	計		26	34

内・外濠出土軒瓦分類表



第24次調査出土軒瓦（1:5）

下では、出土木簡のうち代表的なものについてその釈文を掲げておこう。なお詳細は、『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報 四』を参照されたい。

〔外濠 S D 170出土木簡〕

- 1 □□□ 右舍人親王宮帳内
- 2 • 官奴寮人委文□□□□□
- 3 • 子曰學而不□
- 4 • 御宮若子御前恐々謹
- 5 • 尾治国知多郡贊代里
- 6 丸部刀良三斗三年九月廿日

6 陽胡史□□ 婢惠美女

〔内濠 S D 2300出土木簡〕

- 1 春日奴安麻
- 2 千繩年□

〔井戸 S E 2310出土木簡〕

- 1 官奴司謹奏 膳足梓 □□
- 2 「染」安麻呂 「染」惠□
- 3 橡衣一匹
- 4 (伊カ) □都支宮奴婢
- 5 □□七枚 慶雲三年三月一日

まとめ 上述したように、今回の調査では、東面大垣と内濠・外濠とを確認し、あわせて、外濠の外方がただちに道路となるのではなく約48mの幅広い塙地があり、その部分にも掘立柱建物が建つことを確認した。この塙地上にある建物については、一部分の検出にとどまるが、門に近接して存在するところ

から、「仗舎」ないし「厩亭」の性格も考えられるのである。一方、宮内にあたる大垣西側は、遺構の密度が低く空閑地となっていたようだが、内・外濠や井戸出土の木簡を参考にすれば、調査地付近に奴婢に関連する「官奴司」等の官衙が存在する可能性は高い。これら新しく生じた問題点の解明は、来年度以降に計画される近接地の調査にまつこととし、以下では、東面大垣位置の確定によって判明する宮の東西幅に基づいて、宮の地割計画を検討してみよう。

今回の調査成果と、第10次調査（西面大垣）の成果から、藤原宮の東西両大垣間の距離 925.4 m が求められる。この数値は、確認した両大垣の位置を、宮中軸線の振れ（方眼方位に対し N $26'30''\text{ W}$ ）で換算して求めた値である。一方宮南北両大垣間の距離は、 906.8 m であることが判明しているから、東西幅の方が 18.6 m 長いことが知られる。このことは、宮大垣が正しく方形にめぐっていたとする従来の宮地割復原に疑問をなげかける一つの材料となろう。

藤原京条坊は、令小尺 900 尺 （大尺 750 尺 ）四方を 1 坊として、十二条八坊が設定され、宮はその北半中央に 4 条 4 坊分を占めていたものと考えられている。このことによれば、宮の四至は令小尺 3600 尺 を計画寸法にして決定されていたことになる。この計画寸法 3600 尺 の実数は、これまでの調査成果からすると、東西方向では 1065.1 m （第7次と第21—1次調査による）、南北方向では 1065.6 m （第21—2次調査による）となり、宮は約 1065 m 四方を占めていたこととなる。そしてこれから求められる令小尺は、 $1\text{ 尺} = 0.2966\text{ m}$ であり、東面大垣 S A 175 の柱間より復原できた基準尺と一致するのである。ただこの基準尺によると、宮大垣東西幅は 3120 尺 となるが、南北長は 3057 尺 となって完数がえられない。そこで令小尺の 1.2 倍にあたる令大尺（ $1\text{ 尺} = 0.3559\text{ m}$ ）で換算すると東西幅が 2600 尺 、南北長が 2550 尺 となって、それぞれに完数がえられよう。しかし一方、今回検出したB期の遺構相互間の距離についてみると、令小尺による換算値の方がより完数を示すのである。このように、宮の地割に用いられた基準尺は多様であり、現状では一方を是、他方を非とするにはまだ多くの問題を残している。ここでは宮域の大地割には令大尺が、小地割や建物の造営寸法には令小尺が用いられた可能性を指摘するにとどめたい。